

第2号様式

令和6年度第3回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所		令和7年2月20日（木）13：30～15：25 法務省大臣官房施設課会議室	
委員		只 木 誠（大学教授）※委員長 黒 澤 正 明（公益社団法人監事） 遠 藤 和 義（大学教授）	
審議対象期間		令和6年8月1日から令和6年11月30日まで	
抽出案件		総件数 69件	（備考）
工 事	一般競争	48件	
	標準指名競争	0件	
	随意契約	12件	
業 務	簡易公募型プロポーザル方式	1件	
	一般競争	3件	
	簡易公募型競争	0件	
	標準指名競争	0件	
	随意契約	5件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等		意見・質問	回 答
		別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 具申又は勧告の内容		具申又は勧告	回 答
		なし	なし

別 紙

意 見 ・ 質 問	回 答
1 工事の発注状況について 意見等なし 2 業務の発注状況について 意見等なし 3 応札者が一者であった契約について 意見等なし 4 指名停止の運用状況について 意見等なし 5 工事抽出案件について (1) 令和5年度久里浜少年院耐震改修 工事（第1期） 工事内容を変更する必要が生じた とのことだが、工事発注前の調査か ら工事箇所の状態が変わったのか。 最近は技術者の人手が不足してお り、業者側も利益が見込める工事で なければ入札に参加しない傾向があ る。発注者側も契約に至る過程にお いて非常に危機感を持って取り組ま れている状況があることは理解す る。そのような中で、この工事はし っかりと落札まで至って工事を実施 できたのは良かった。 当初は競争参加資格の資格区分を Cランクとしていたものの、再度公 告ではより上位のBランクにまで広 げたとのことだが、より下位のDラ ンクにまで広げることはいできない のか。それができない場合は、工事の	着工後、工事箇所を詳細に確認して 初めて状態を確認することができる部 分もある。また、設計時点からかなり の時間が経過しているため、その間に 部材の劣化が進んだ部分もあると考 えられる。 競争参加資格のランクは工事の難易 度と関連しており、工事の難易度と工 事概算額も概ね関連している。小規模 な業者に大きな規模の工事を施工さ せることは競争参加資格の制度の趣旨か ら難しい面がある。本件発注者の現

範囲を分けて発注することはできないのか。	地庁としても、上位のランクの業者であれば当該工事を問題なく施工できるとの判断を行っていると思われる。
	また、工事概算額を下げるためには工事を分割・分離して発注する必要があるが、その結果、経済合理性や公正性に反してしまう可能性もある。
(2) 令和5年度矯正研修所大阪支所庁舎外壁等改修工事 材料費が高騰している中で、非常に安い金額で落札しており、労務者に賃金が適切に行き渡っているのか心配になるところだが、発注者としてそのチェックを行うのは難しい面がある。	低入調査の段階で、賃金の不払いや下請業者への支払遅延などがないことは確認している。
6 業務抽出案件について	
(1) 宇都宮拘置支所・宇都宮少年鑑別所実施設計業務 特記仕様書において、業務を行うに当たってB I Mを使用することとされている。普及段階にある技術であり、受注者がB I Mを利用する能力を有するかを確認する必要があるが、成果物を確認する法務省職員側でもB I Mに習熟している必要がある。	当課としては、B I Mの導入に前向きに取り組んでおり、職員にも一定のスキルが備わっているため、成果物の確認に支障はないものの、御指摘のような点での難しさはあると承知している。今後、それらに留意しながら取り組んでまいりたい。
拘置支所と少年鑑別所を合築して整備する計画だが、このような設計業務には参入しにくいものなのか。	収容施設自体が一般にはなじみのない施設であるため、初めて入札に参加する際には取り組みにくい施設である可能性がある。特殊な部材を使用しているケースがあり、セキュリティに対する考え方も矯正施設に特有のものがあるが、設計業務自体は一般のものと大きく変わるものではない。
もう少し競争性を高めてもらいたいところではあるが、一者入札であ	入札公告を行う際に、登録を希望した業者に対し、メールで入札公告を開

ることだけをもって問題視するものでもないと考えられる。入札への参加業者を増やす努力として何か取り組んでいるか。 (2) 佐世保拘置支所敷地調査 意見等なし	始したことをお知らせしている。
---	------------------------